

米子市建設工事等入札・契約審議会会議録（平成23年度第2回）

日時 平成24年2月27日(月) 午後2時
場所 米子市役所本庁舎401会議室
出席者 委員 松原雄平 竹下靖彦 奥田正雄 中村富士子 田原麻里
事務局 入札契約課 奥谷課長 宮松係長
工事所管課 水道局 体育課 計画整備課 施設課 環境事業課
建築住宅課 維持管理課

議題 (1) 会長互選について
(2) 平成23年度上半期の入札契約の運用状況について審議

議事内容

〔午後2時開始〕 奥谷入札契約課長が開会挨拶

事務局 委員の任期更新後の初めての委員会のため、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。（委員紹介。奥田正雄委員が新任、他の委員は留任）
次に、規定に基づき会長の互選をお願いします。
※委員による互選により、松原委員を会長として決定。職務代理者については、松原会長指名により竹下委員に決定。

松原会長 事務局長
では、これ以後の議事進行については、松原会長をお願いします。
これより、審議に入りたいと思いますが、事務局から報告がありますか？
委員の皆様方に抽出していただいた入札案件の個別審議に先立ちまして、平成23年度上半期の落札率等、発注状況を説明したいと思います。
※発注状況資料について内容説明。以下、説明概要。

工事入札発注件数としては90件、金額としては約29億2400万円です。落札率としては、単純平均のもので91.5パーセントで、前年度同期が89パーセントであったことから、2.5パーセント上昇しております。この上昇した理由としては、平成23年4月以後発注工事では、工事の品質確保を目的として最低制限価格ラインを予定価格の90パーセント程度となるように引き上げたためと考えております。なお、それまでの最低制限価格ラインは予定価格の85パーセントが上限でした。

設計業務等委託入札については、78件、約4億4570万円。落札率は93.1パーセントで、前年度同期から比較すると2パーセントの上昇ですが、その理由は分析しきれていません。

松原会長 では、これより個別案件の審議に入りたいと思います。どなたでも結構です。

竹下委員 まず、No.34の「米子市クリーンセンター焼却炉設備修繕工事」についてであるが、これまでの審議会でも指摘してきたが、この案件については、できるだけ内容を明らかにしていく必要があるから、施工内容は一式というような大雑把な表現でなく、もっと詳しくしてほしいと要望してきた。しかしながら、今回の工事概要書の表記を見ると、やはり「焼却炉設備修繕一式」となっている。前回の審議会では、改善するとしていたが変更が見られない。どうなっているのか？

環境事業課 修繕工事という性格上、部品交換というものは、内部点検した後でないといけない関係上、一式という表現を使わざるを得ないところもある。

竹下委員 このクリーンセンターでの修繕工事は、技術的なことから1社しかできないということで随意契約となっている案件である。その契約内容が適正かどうかの比較するためには、どの部品が耐用年数がどれぐらいで、いつ交換しているのか等の内容が分からないと審議のしようがないと思う。

事務局 委員が、これまで指摘してこられたのは、修繕一式というだけでは内容が分からないということであったと記憶しています。そのため、今回の配布資料には、一式表示したが、どの機械部分が今回の修繕対象かは、設計書の方を見れば分かるように表記がされています。

しかしながら、耐用年数比較のためにもっと詳しい資料ということまでのご要望に対しては、今回は資料用意ができていません。

環境事業課 今後は、高額な交換部品などについては、もっと具体的な積算根拠がわかるようなものとしたい。

事務局 今後のことということで確認がしたいが、あくまでもクリーンセンターのように高額な部品を必要とする修繕工事のものについてのご要望と思ってよいのか。すべての工事について、一式ではなく個々の部品レベルまで表記するのは困難と思われる。

竹下委員 クリーンセンターは談合事件があったことから、他の焼却施設との比較がしたいことから要望しているものである。

松原会長 私からも確認しますが、その修繕費用が適正かどうかの点検というのとはできているのか？1社との契約では比較できないのではないのか？

環境事業課 1社との契約だから全く相手方の言い値ということではなく、他の焼却施設での契約実績も参考にして、修繕内容・費用を点検することにしています。

竹下委員 私としては、元々この焼却施設メーカーは談合をしてきた経緯があり、その申立内容を鵜呑みにすることはできないと考えている。まだ修繕する必要がないものまで修繕するようなことがあればいけない。そのようなことで、彼らが談合事件での裁判に負けての課徴金や違約金支払いで損をした分をこれら随意契約で取り返そうとしているということも考えられるのではないかと危惧している。

環境事業課 市としても、修繕対象については、稼動状況を見て、まだ使用できるものは使用し続けるという態度で臨んでいる。

竹下委員 私としても、そのようにしておられると思っているが、修繕内容が分からないと、市民としても比較検討ができない。そのために、修繕内容がもっとくわしく分かるようにしてほしいと再度要望したい。

松原会長 他になにかありますか？

田原委員 私としては、下水道部計画整備課の工事について確認します。13件ほどの下水道工事が、総合評価方式入札で行なわれ、必ずしも最低金額の方が落札者となっていません。この下水道工事というのは、なにかを評価しないと契約先を決定できないような工事だったのでしょうか？

事務局 まず、総合評価方式入札という制度がどのようなものか説明してからの方がいいでしょうか？

田原委員 簡単に説明してもらえますか？

事務局 市がしている総合評価方式入札というのは、2500万円以上の土木工事を対象として実施しているものです。これは、元々、国の方で工事の品質確保を図るため推し進めた方式で、単に価格が安いからというだけでなく、施工技術力も評価の対象にして落札者を決定する制度です。

その評価内容として、市では現在、入札金額：技術力を7：3とし、その技術力の内容としては、過去の市発注工事での工事成績を基に会社成績と配置予定技術者の項目で点数換算しているものです。これにより、過去の工事成績の良かった会社が落札しやすくなっており、それにより工事の品質確保を図ろうというものです。

このような評価方法を採用しておりますが、個々の工事ごとで特別に何か高度の技術力が必要で、そのたびに総合評価しているという訳ではなく、さきほど申し上げたように2500万円という金額ラインで総合評価方式入札の対象としているものです。したがって下水道工事は一般的に2500万円を超える工事であることから、その多くが対象となったものです。

田原委員 次に、今回、緊急随契が相当あると思われませんが、この緊急随契の手順というルールはありますか？

事務局 今回の審議案件として委員から抽出してもらった案件で、緊急随契が6件ありましたが、これは平成23年9月にあった台風12号での被害によるものです。

この緊急随契と呼ばれる随契を適用する対象としては、台風や地震などの自然災害又は事故が発生し、迅速に対応しないと人命、財産又は社会生活に重大な影響を及ぼすと思われる場合のみとしております。今回の6件も、台風が来たことにより川などが増水して土嚢を積むなどして住宅地への浸水を防止したり、市営住宅での雨漏りにより入居者への生活確保を至急にする必要があったものです。

今回の審議案件以外の、これまでの緊急随契の例では、平成22年年末から翌年初めまでにあった大雪で、積雪による倒木が道路を塞いだり、市有施設の隣家に被害が及ぶ事例が多発した際に、倒木撤去・処分したときに適用したことがありました。

なお、時間が足りないということでは、例えば、国からの補助金交付決定が遅れたとか、関係団体との調整に手間取ったとかの理由で、すぐに発注しないと工事期間が確保できないとかの事例もありえますが、そのような事務的理由による緊急随契は認めないことにしております。これは、認めてしまうとなんでもかんでも時間がないと言えば、緊急随契ができてしまい、ひいては適正な入札事務ができなくなるためです。

田原委員

その緊急随契で発注する場合の業者選定のルールというのは決まっていますか？

事務局

緊急であるという状況を考慮して、1社に発注することを認めています。では、どこに発注するかということですが、やはり的確に対応してもらうということが原則ですので、例えば、積雪による倒木撤去のときは、市道は維持補修契約を年間締結しておりますので、その道路の状況等を普段から承知している請負者に発注しました。

そして、今回の審議案件の台風時の浸水対策については、現場に近い業者の方を手配をしましたが、ただ、台風のように災害規模が大きいときは、市だけでなく国や県も一斉に緊急対応で発注しますので、近隣業者が引き受けてくれず、結果として電話をかけまくって業者手配をした例もあります。また、市営住宅の雨漏り等では、それまで市営住宅の小規模修繕工事で施工実績があり、市営住宅の構造を理解している業者に依頼するなどしております。

奥田委員

その電話をかけ依頼する順位というのは決まっていますか？

維持管理課

特に順位表というものは作っていません。なお、台風での被害発生が土・日で近隣業者の方から報告してきてくれ、すぐ対応をお願いしたものもあります。

松原会長

今回の緊急対応というのは、台風とか雪害とか地震など自然災害に対応したものとは分かりました。この災害にどう対応するかについて、国は、災害被害にあったとき、いかに早く立ち直ることができるかを普段から体制を考えている建築や土木業者を優遇する方向で、今、検討している。米子市もそのような観点で発注先の選定方法を見直してみてもどうかと考える。

事務局

国の動きがどうなるのかは参考にしてみます。

竹下委員

私としては、総合評価方式入札というのは、ある意味限界が来ているのではないかと考える。私は、これからは政策評価項目を取り入れて、社会的責任を果たしていく企業が評価されるような入札が望ましいと考え、今、研究しているところで、また提案をしてみたいと考えている。

それから、工事の審議をするに当たって資料を提供してもらいたいと考えている。例えば、工事内訳書を見ても、共通仮設費とか附帯工、現場管理費とかの用語が記載されているが、それが何を表すのか分かるものがほしい。これらが分からないと中身の審議ができない。なんか、工事費の積算で見ると、一般管理費は、なんか入札金額の調整弁になっているとも見受けられる。せっかく工事内訳書の様式を統一してもらったのだから、各社の比較がしたい。ちなみに、私も、各社の工事内訳書の内容をデータ入力してみたが、作業がたいへんで途中止まりとなったものの、やはり各社にばらつきがある。

事務局

工事内訳書に記載の用語については、簡単に説明させていただきます。※以下、用語の説明を行なう。

竹下委員

例えば、No.5の下水道工事「陽田町枝線その5工事」での各社の工事内訳書を見ると、共通仮設費が80万のところもあれば240万円のところもある。同じ工事をしようというのに、こんなに差があるのはおかしい。

松原会長

No.17の下水道工事「大篠津皆生幹線その15工事」についても、同様なことが見られる。工事内訳書を見ると、各社それぞれの項目の金額が違うのに、その合計金額は1億2645万9千円か、その1000円違いのところでも同額に集中している。その金額に合わせるためだけの工事内訳のように見える。

これでは、内訳書をチェックすることはできないのではないかと。

事務局

工事内訳書の内容については、今のところ入札時に審査することはしていない。基本的に、総額として入札金額がいくらかということで落札者を決定している。

その上で、なぜ工事費の内訳が違うのに、入札金額が同ラインに並ぶのかということについてですが、

これは、土木工事に顕著な例ですが、入札がやはり価格競争の側面を持っている限り、他社より低い金額でないと落札は困難です。そのため、公共工事の発注件数が減少している昨今、受注しようと思えば、失格金額手前の最低制限価格ラインにどうしても集中してしまう現状があります。

では、なぜその最低制限価格ラインが分かるかということですが、これは土木工事については、積算体系、積算単価、経費率など積算に必要な情報は公表されており、それを解析する積算ソフトも市販されていることから、予定価格が事前公表されていることもあり、比較的容易にそのラインを探り当てることが可能となっております。このことは、米子市だけのことではなく、全国でも同様な状況のようです。

従いまして、本来であれば、各社がひとつひとつの項目を積算し、その積み上げで入札金額が算出されるべきものとは思いますが、激しい受注競争が背景にあるため、落札しようと思えば、各社の積算内容はどうあれ、最低制限価格ラインでの勝負をしなければならないということから出ている現象と考えており、そういう意味では、入札は、最低制限価格ありきということだと認めざるを得ないと考えます。

竹下委員

しかし、そのようなことでは内訳書を作成してもらうということは形骸化しているのではないかと。

土木工事以外でも、例えばNo.20「皆生処理場1系水処理機械設備改築工事」のように機械設置工事でも、やはり各社が同じような金額を出しているが、その内訳を見ると、例えば機器費は8800万円のところもあれば、1億1737万円のところもある。性能は同じもので、こんなに差がつくものなのか？

松原会長

工事内訳書を入札会場で精査するのは、現実的には困難だと思うが、ただ帳尻合せだけの意味しかないのであれば、提出させる意義がないのではないかと。なにか対応を考えてほしい。

事務局

たしかに、落札しようと思えば最低制限価格ありきで入札金額が決まり、工事内訳書は結果として、ただそれに追随するだけのものにしかなくなっていない現状があるので、なにか対応を考えてみたいと考えます。

中村委員
事務局

工事の積算は、米子市のオリジナルのものですか？

工事の積算体系については、全国共通のもので、米子市独自のものではありません。

中村委員

共通仮設費とか現場管理費とかの項目は、それぞれに経費率を掛けていって、それを積み上げていくのに違和感があるがどうか。一般管理費のように会社のもうけもある項目が最後に経費率としてあがってくるのが普通のような気がするが。

事務局

この共通仮設費とか現場管理費とかの考え方は、国の方で基準を定めており、それぞれが対象となる経費に対して、一定の経費率を計上することで、あえて細かい明細記載が省け、現実問題として柔軟に経費執行ができるように考えられた事務手続きと理解しています。

竹下委員
事務局

積算単価というのは市場価格か？

積算単価については、一定の調査方法があり、資材や労務単価の実勢価格がいくらになっているかを調査した上で決定されるものです。

中村委員
事務局

例えば、現場管理費の中には利益分は入っているのか？

基本的に、会社としての利潤分の計上は、最後に経費率としてあげる一般管理費に入るものと認識しているが、それは積算体系上のことで、共通仮設費としての対象である現場事務所管理費用が、レンタルか自前かで当然に実費が違い、そこで経費削減ができ結果として利潤となる可能性はあるとは思いますが。

これは、直接工事費でもいえると思いますが、資材を安く仕入れるところを確保しているところとそうでないところでは、コスト削減効果は違ってくると思うが、ここでいう積算単価は、市場価格調査の上で、あくまでも標準的なラインということになっています。

竹下委員

会社としての利潤が、どこで計上されているのかは、工事内訳書の一般管理費とか共通仮設費とかの金額が各社ばらばらの状況では分からない。

また、実際には、労務者の賃金単価がたたかれているのが表に出ないようにしていることも考えられるが、公契約条例がない中ではそれも分からない。最低制限価格ラインありきで入札金額があるとのことだが、これからの入札制度の根幹を見直すためにも、工事費内訳書の内容が実態と合致するように求めていく必要があると考える。

そうしないと、最低制限価格の引上げが労務費の切下げが防止させるという効果も確認できないのではないかと。一応、これは指摘しておきたい。

事務局

今のは、最終的には、公契約条例的なチェックがされるべきだという指摘ということで良いか？

竹下委員
事務局

そのとおりである。

今の段階は、総価としての比較しかできない現状にあるが、問題意識は持っていきたい。

松原会長
中村委員

他にありますか？

No.G 1 0「福米東小学校耐震補強設計等業務委託」以下、学校建築設計関係の入札では、同じメンバーばかりが指名されているのはなぜか？

事務局

この建築設計業務については、建築住宅課の方で内規を決めており、大型建築工事の設計業務については、施工能力の判断として、市内業者の中でも、1級建築士が4名以上いる設計会社を指名することとし、それが市内では6社しか存在していないためです。

中村委員

No.G 2 5「箕蚊屋中学校管理教室棟耐震補強工事監理業務」の案件は、またメンバーが違うようですが、その理由は？

事務局

この案件は、設計業務ではなく、工事が行われる際の監理業務であり、さきほどのような基準とは違うものです。

竹下委員

No.8 0「第2種公認東山陸上競技場改修工事」についてであるが、これは2社によるJVでのもので、6JVが参加している。しかし、その工事費内訳書を見ると各社がばらばらでありながら、入札金額は僅か1000円差の中におさまっており、結果として4社によるくじびきで落札決定がされている。この工事は予定価格が2億9300万円近くのものでありながら、これは神業とも思える。

その内訳について見てみると、例えば、既設舗装撤去工は、低いところは948万、高い会社は、2707万円と大きく違う。舗装撤去などは、単に剥ぐって捨てるというもので、技術力がそんなにいらないと考えるが、なぜこんなに差がでるのか不思議である。低い会社は本当にそれでできるのか、また逆に高い会社は、本当にそんなに掛かるのかどうか。

こんな内訳でありながら、合計金額は同額というのは、下から積み上げたのではなく、最後の合計金額から逆に計算してきたと言えるのではないかと、その中で一般管理費や現場管理費とかが調整弁として金額が決められているのではないかと思う。

また、以前にも言ったが、今回のJVを組むに当たり、大手の会社でありながら、この工事内訳書はパソコン印字ではなく手書き処理がされているところがある。今どき、積算にはパソコンを使うのが当たり前のはずで、なんか数字合わせのための内訳書作成だから、手書きということではないのか。私としては手書き禁止を主張したが、これまでの市の答弁は一度に切替はできないということであった。誤解を招かないためにもやはり手書きは禁止すべきではないか。

工事の品質確保ということで、最低制限価格を設定したが、それも段々と上がり、今や予定価格の90パーセントにまでなった。しかしながら、この工事内訳書が、このような状況では、本当に技術力のある業者に安く発注できているか、審議をしたくても審議できないのではないかと。これでは審議会の意義がないのではないかと。

事務局

今のご質問の中で、神業的に1000円違いの同額で入札金額が集中しているという点については、予定価格を事前公表しているため、それから各経費率を当てはめ、逆算計算をしていけば、最低制限価格ラインはつかめるのが実情で、その中で1000円違いとなるのは、その最低制限ラインの計算過程で、端数処理をどのようにするのかという点が読みきれずに生じる現象と理解しています。

先ほどの話の中にもあったように、入札金額の算出については、下からの積み上げではなく、まさしく最低制限価格ありきということで各社が出してきており、受注したければ積算がどうのこうのより、失格する手前の最低制限価格ラインと同額での勝負しかないという業者が判断した結果であると思う。

そのため、工事内訳書の内容としては、合計金額、すなわち最低制限価格ラインから出発しての数字であり、その金額が調整的な性格があるものもあるとは考えられる。そういう意味で、工事内訳書を添付させる意味がないと言われると反省する点はある。今後は、どうあるべきか検討してみる必要はあると思う。

元々、この工事内訳書を添付させるようになったのは、県工事で添付させることになったからというのが発端だが、工事の品質確保のためその内容をひとつひとつ確認するということが実際に困難である。この工事内訳書の存在意義が出てくるのは、談合の疑惑が生じたときの検証時である。これは、談合がされているときは、本命の会社のみがきちんと積算をし、他の付き合いの参加業者は適当な工事内訳書となる例が多く、もし、談合があったかどうかの調査をした際、改めて詳細な工事内訳を提出させると、当初、入札書に添付していたものと整合性の取れないものとなることから、談合の有無の判断材料にはなるものと考えている。

本来は、工事内訳書の機能としては、ご意見にあった公契約条例としての考え方、すなわち適正に人件費が確保されているかどうかの審査もできるようなものであれば良いかもしれないが、市としては、公契約条例にまで踏み込んでおらず、そこまでのものは求めていない。

次に、工事内訳書の手書きを廃止すべきだという意見については、これまでと同じことの主張になってしまい恐縮であるが、これはあくまでも事務上のことと理解していただきたい。

これは、積算自体は各社ともパソコンでしていることは間違いないと思うが、それを市の指定した統一様式、統一記載方法での工事内訳書という書類にまとめるに当たっては、各社としては、一度、パソコン出力したデータを様式修正又は転記するということになるという事になっている。これは、各積算ソフトごとの計算結果の出力様式が異なるためである。

そのような背景がある上、市の工事内訳書様式は、直接データ入力できないPDFファイル形式でしか配布しておらず、作成する業者にすれば、工事名など一から様式を作成しなければならないという手間がかかる。そのため、手書き作業の方が転記も早いという実情を配慮して手書きを容認しているものである。

では、市の工事内訳書様式を直接データ入力可能なワードとかエクセル形式で配布すれば良いのではないかというご指摘もあるかもしれないが、この点については、市のホームページに掲載する各種申請様式については、改ざん防止のためPDFファイルとする原則があるもので、今のところ実施するのは困難である。

竹下委員

次に、この陸上競技場改修工事では、例えば撤去などは技術力の差がないと思われる工事は、あえて最低制限価格を設けなくてもいいのではないかと。業者がそれでできるというのであれば、それで良いのではないかと。全国の例では、施工業者が受注した後に、契約金額ほどは必要なかったということで発注自治体に差額に返納しようとしたものもある。もっとも、それは受け取ってもらえなかったが。

事務局

米子市としては、最低制限価格なしの入札をすることは可能か？

理論上は、可能である。最低制限価格を設ける、設けないは発注自治体の裁量である。

米子市としても、以前は、最低制限価格のように一定金額以下は一律失格にするというのではなく、低額入札ならひとまず落札保留とし、本当に適正に工事が施工できるか調査してから落札を決定するという低価格入札調査制度を主流としていた時期があった。

しかし、そのときの弊害としては、ラインを下回った金額でも失格にならず調査した上での落札決定という手順の中で、調査しても相手方は会社の利潤を削ってのことで工事の品質そのものは損ねていないという申立がほとんどで、その結果として失格になることはほとんど無いことから、ダンピング競争には歯止めが全くかからなかったものです。

さらには、その調査業務に多大な労力と時間を要し工事発注が滞る事態まで生じたことから、現在は、自動的に失格となる最低制限価格制度で入札をしています。

松原会長 この陸上競技場改修工事というのは、技術力の差がそんなに出ないものですか？

体育課 この第2種公認というのは、厳正な検定基準があり、これをクリアしないと公認は得られないものです。例えば、レーンの長さの精度も誤差の許容範囲は1万分の1までしか認められないもので、高度な技術を要するものと考えています。この公認陸上競技場の施工実績のある会社は全国でも10社程度しかなく、今回は6社が参加してきました。

竹下委員 ただ、工事費内訳書を見ると、撤去作業費は低いところと高いところでは3倍近くの差がある。こんなに差がつくのは不自然ではないか？

体育課 古いレーン等の撤去をしたものについては、どこの処分場に運搬するのかわ違いが出てくることがあると聞いています。

中村委員 No.G7「米子市クリーンセンター長寿命化計画策定業務委託」についてであるが、これは単なる価格だけの競争入札だったのでしょうか。いかに良い計画を立ててもらえるかは、価格だけで決定できないのでは？

事務局 この案件については、当初、担当課から入札依頼が入札契約課に来たとき、うちも委員と同様な疑問を持ったものです。あくまでも、良い計画を立案してもらいに当たり、価格競争では「安かろう、悪かろう」ということにならないかと懸念し、必要ならプロポーザルも検討する必要があるのではと一時考えました。

しかしながら、担当課に聞くと、このような長寿命化計画の策定実績を持った業者なら、一定レベルの技術力を持っており、他の自治体でも価格競争入札で契約している事例が多かったことから、敢えてプロポーザルではなく、実績を求める公募型入札としたものです。

環境事業課 この長寿命化計画というのは、これから新規に設備をどうするということではなく、今ある設備をどうしていくかという内容のものであり、プロポーザルで提案を求めるという範囲が限定され、大きな差異があるとは想定していない案件でした。

中村委員 この入札で選定された業者は、それなりの能力があるところが選出されているということですか？

事務局 公募であり、その参加条件として、施工実績の規模を指定して、一定能力の確保に努めました。

竹下委員 この長寿命化計画策定は、別に設置メーカーと関係のないコンサルを指名し、落札率も68パーセントと低いので、これが本来の入札結果ではないだろうか。

松原会長 他にありますか？

奥田委員 随意契約のものの中には、No.119「市営住宅各所修繕その4工事」は、落札率43.1パーセントと低いあまりに安すぎないですか？工事としての品質は大丈夫ですか？

事務局 これは、市営住宅の部屋明渡し時の修繕工事で、予定価格が約115万円の少額随契として2社以上での見積合せで契約先を決定したものです。

この随契のとき、予定価格は事前公表しておらず最低制限価格も設定していないことから、時として低額の契約金額になることがあります。

では、工事の品質上問題はないかという不安については、一応、随契については過去の実績・経験等で信用のできるどころに見積依頼するというようにしており、そちらで品質確保の担保を図っています。

松原会長 では、そろそろ審議を終了したいと思いますが、いかがでしょうか？

なお、工事内訳書のあり方については、色々論議がありましたので、事務局としても検討をしてください。

事務局

事務局の方から、次の審議に関係することをご報告しておきたいと思いません。今回の審議は平成23年度前期のものでしたが、次回の後期について、対象案件工事リストを送付させていただくとおそらく随意契約件数が相当数あることに疑念をもたれるであろうことから、今、簡単に説明させていただきます。

今回、緊急随契のときにも話題となりましたが、9月の台風で、市内各地で土砂崩れ等かなりの箇所被害が出て、その本格復旧工事が平成23年末から発注を一斉に約30数件行ないました。ところが、被害箇所は県や近隣自治体も当然にあり、これらの発注も重なったことから、業者数が限られる中、米子市として入札発注をしたものの入札参加者がいなかった工事が10件以上発生しました。

市としては、災害復旧工事として早急に対応しなければ、市民生活や農作業に影響するということから、随意契約を結果として選択したものでした。

次に、今回の審議の中で、総合評価方式も取り上げられましたが、この見直しを今進めております。

その概要ですが、総合評価方式では、工事成績を技術力の判断材料として落札決定する方式ですが、その結果、工事成績の良い一部の業者に受注が偏るといふ弊害が生じてしまいました。そのため、疲弊する市内建設業界に対応するため、また災害時に対応できる業者数を確保するためには、受注の機会をもっと多くの業者に広げる必要があると議会等から要望が出てきました。そのため、今、評価項目として新規に受注実績を追加し、受注したところはその金額に応じてマイナス点となるということを検討しております。

現在、4月からの施行に向け細部を詰めているところであり、次回の審議会ではご報告したいと思います。

竹下委員

ところで、No.150「元米子市厚生寮解体工事」であるが、最低制限価格ラインは90パーセントと聞いたが、応札率92パーセントの会社が失格となっているのはなぜか？

事務局

最低制限価格については、約90パーセント程度になるようにその算出式を設定したが、具体的な数値についてはあくまでもその算出式の結果によるものとしております。今回の案件は、それが92.1パーセントで、ご質問の会社は結果として、それを4000円下回ったため失格になったものです。

繰り返しになりますが、最低制限価格ラインは90パーセントという固定値ではなく、そのライン程度で設定したということで、ご理解ください。

松原会長

他にありませんか。では、予定時間もだいぶ過ぎましたので、これで閉会とします。

[午後4時20分終了]